三鷹の教育　２０２３

三鷹の教育

２０２３

三鷹市教育委員会

はじめに

教育基本法においては、教育の理念を「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」と「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育の推進」とし、教育の目的を「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者としての国民の育成」としています。

三鷹市教育委員会は、この教育基本法の実現に向けた責務を自覚し、ウェルビーイングの実現に向けて、「人間力」と「社会力」を主体的に発揮できる子どもたちの育成を目指して、全市でコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱に、学校・家庭・地域との連携・協働による学校教育を推進しています。また、ライフスタイルに合った方法で学び続けることができる生涯学習社会の実現を目指して、市長部局との密接な連携により、市民の「学びと活動の循環」を進めています。

本書『三鷹の教育』は、三鷹市教育委員会の主な施策・事業を統計資料とともにまとめた教育委員会の事業概要です。

令和４年度は、新型コロナウイルス感染症も徐々に落ち着きを見せ始め、年度終盤には、学校行事や図書館のイベントなどにおいても、感染対策に注意を払いながら、平常に近い形で実施することができました。

３年１月に導入した学習用タブレット端末の効果的な活用など多様な教育方法を取り入れた「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進し、子ども一人ひとりに応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け取り組んでいます。また、４年度は、児童・生徒が学習用タブレット端末のよりよい使い手となるために、子どもと大人との熟議を行い、「三鷹市デジタル・シティズンシップ育成指針」を策定しました。

教職員の長時間労働という喫緊の課題に対応するため、「学校における働き方改革」を引き続き推進し、学校スタッフの拡充を図るなど、教職員の心身の健康管理と教員が担うべき業務に専念できる環境の整備などを推進しています。

安全で快適な教育環境の整備については、４年度に策定した「三鷹市新都市再生ビジョン」の中で、学校施設の適切な維持保全や建て替えなどを進めるための基本的な考え方や方向性を示しました。また、引き続き老朽化した学校施設の長寿命化等の工事の計画的な実施やトイレの早期洋式化等に取り組んできました。

さらに、地域の共有地「コモンズ」としての学校への移行を目指し、時間帯に応じて学校施設の機能転換を図る「学校３部制」構想の実現に向けて、機能転換に向けた環境整備や調査研究を行いました。また、スクール・コミュニティ推進員の拡充など、スクール・コミュニティの創造に向けた体制整備を行いました。今後もスクール・コミュニティの創造・発展に向け、市長部局とも連携しながら「学校３部制」構想の具体化に向けた検討や取組を進めます。

市立図書館における取組としては、引き続き「みたか電子書籍サービス」の資料を拡充し、非来館型サービスの充実を図ります。

今後も、市民の皆様との協働によって、教育行政の一層の充実・発展に努めてまいりますので、三鷹の教育へのさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

三鷹市教育委員会

教育長　貝ノ瀬　　滋

目　次

○　新型コロナウイルス感染症
への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
1　三鷹市教育ビジョン
～三鷹らしい教育の実現～・・・・・・・・　3
2　コミュニティ・スクールを基盤とした
小・中一貫教育の充実と発展・・・・・・　6
3　三鷹「学び」のスタンダード・・・・・・　14
4　知・徳・体の調和のとれた三鷹の
子どもを育てる教育内容の充実・・・　15
5　三鷹らしい特色ある教育活動の
推進と多様な学習機会の提供・・・・・・　22
6　学校行事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
7　生活指導の充実・いじめ防止
対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
8　教育支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
9　幼・保・小の連携事業の推進・・・・・・　35
10　教員の養成・キャリア支援・・・・・・・　36
11　研修・研究事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
12　学校における働き方改革の推進と
組織的な学校運営の充実・・・・・・・・・・　39
13　就学援助・就学奨励・・・・・・・・・・・・・・　41
14　学校保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　42
15　学校給食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44
16　学校施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47
17　学校版
環境マネジメントシステム・・・・・・・・　50
18　デジタル技術を活用した魅力ある
教育環境の整備と利活用・・・・・・・・・・　51
19　学校・地域の安全対策・・・・・・・・・・・・　53
20　ＰＴＡ活動への支援・・・・・・・・・・・・・　56
21　学校図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　57
22　教育センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　58
23　三鷹市川上郷自然の村　・・・・・・・・・・　60
24　図書館　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　63
25　生涯学習・スポーツ・
文化行政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72

資 料 編

①　令和５年度
基本方針と事業計画(抜粋)　・・・・・・・　77
②　教育委員会の組織と事務分掌・・・・・・　96
③　教育委員会職員数・・・・・・・・・・・・・・・・　98
④　教育予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　99
⑤　三鷹市立学校一覧表・・・・・・・・・・・・・　100
⑥　児童・生徒数、学級数の推移　・・・・　101
⑦　中学校卒業生進路状況・・・・・・・・・・・・　101
⑧　児童・生徒の体位平均値・・・・・・・・・・　102
⑨　定期健康診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　103
⑩　学校給食実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・　104
⑪　学園・学校の教育目標・・・・・・・・・・・・　105
⑫　研究指定校等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・　107
⑬　市立図書館蔵書冊数・
貸出冊数等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・　108
⑭　三鷹教育・子育て研究所の
組織及び運営に関する要綱・・・・・・・・　109
⑮　三鷹市指定文化財等一覧・・・・・・・・・・　110
⑯　教育委員会関係
非常勤特別職職員・・・・・・・・・・・・・・・・　114
⑰　教育委員会の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・　115
⑱　教育委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・　118
⑲　年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　119

○新型コロナウイルス感染症への対応等

令和元年12月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、感染が国際的に広がりをみせた新型コロナウイルス感染症への対策として、三鷹市教育委員会では、三鷹市立小・中学校における感染防止対策と児童・生徒の学びの保障の両立を図るため、令和４年度は主に以下に取り組んだ。

１　教育活動における感染症対策等

○　令和３年度に引き続き、通常の授業等を実施する中で、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動（グループでの話し合い、合唱や器楽演奏、調理実習など）は行わないこととした。

水泳指導については、２年度は中止としたが、３年度からは、「コロナ禍における安全な水泳指導を実施するためのガイドライン」を策定し、感染リスク対策を講じたうえで実施した。

○　部活動については、令和３年４月25日から発出された緊急事態宣言中の活動については中止としたが、５月12日以降に再開し、感染症対策を順守することを条件に、保護者の同意を得て参加することを可能とした。平日週３日以内（１日１時間以内で午後５時30分に完全下校）、土・日、祝日は１日２時間以内での活動とし、大会等に向けた練習についても最小限の活動日数・時間、参加人数で活動している。

○　小・中学校において、児童・生徒及び教職員等が感染した場合、濃厚接触者等に該当しなくても感染の不安を感じている人に対して、ＰＣＲ検査費用の助成を行うとともに、速やかに検査が受けられるよう、検査キットを各校及び教育センターに配備した。

○　切れ目ない感染防止策を講じるため、引き続き消毒液等消耗品及び備品の購入等、国の補助金を活用しながら、小・中学校の感染症防止対策等が迅速かつ柔軟に対応できるよう支援した。

２　宿泊を伴う行事における感染症対策等

○　小学校自然教室については、２泊３日に日程を短縮し、学園内２校の合同実施を学校ごとの実施に変更したうえで、バスの借上げ台数の増、一部屋当たりの人数を制限するなど感染防止対策を講じて実施した。

○　中学校自然教室については、バスの借上げ台数の増等の感染症対策を講じたうえで、３年ぶりに全校で実施した。

○　中学校修学旅行については、現地バスの借上げ台数の増等の感染症対策を講じたうえで、全校で実施した。

３　児童・生徒１人１台学習用タブレット端末等の整備

○　令和３年１月から導入した学習用タブレット端末について、教員や児童・生徒が円滑に利活用できるよう、国や東京都の補助金を活用し、各学園に支援員を配置した。令和４年度には、対面とオンラインのハイブリッド型の授業環境を整備するため、全普通教室にマイク及びタブレットスタンドを配置した。

４　川上郷自然の村の運営支援

○　新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営への影響が生じたことから、令和

２年度、３年度に引き続き４年度も年間を通した収支差額を勘案し減収相当分の補填に係る運営支援交付金を交付することで、指定管理者による施設運営の継続への支援を行った。

５　図書館における対応

○　閲覧席や館内での飲食を制限、図書館・図書館資料の利用前後の手洗いやうがい、手指消毒の徹底、適切な換気を実施、少人数短時間での利用をアナウンスするなど、感染予防対策を徹底し、図書館運営を行った。

○　おはなし会や講演会は、参加者のマスク着用、検温、消毒の協力、三密を避けるための人数制限等を行いながら行った。一方、これまで休止していた本館のイベントである図書館フェスタ、わん！だふる読書体験、南部図書館のみんなみフェスタなどを再開するとともに、本館のガーデンカフェは感染症対策を実施しながら春のオープンガーデンとして開催した。

６　生涯学習・スポーツ・芸術文化分野における対応

○　令和４年度については、生涯学習センター、ＳＵＢＡＲＵ総合スポーツセンター、芸術文化センター、大沢の里郷土文化施設及び学校（開放事業）等の施設は、国のガイドライン等を踏まえ、基本的な感染防止対策を行った。昨年度末のまん延防止等重点措置の解除後も、引き続き、来館者及び施設使用者による運動時以外のマスク着用の要請、手洗いの励行、消毒液の設置、入場時に検温や使用備品の消毒を実施するなどの感染防止対策に取り組んだ。

○　各種事業については、感染防止対策を行った上での教室等を開催しつつ、事前予約制にしたイベントの開催、オンラインを活用した講座開催など、市民の生涯学習・スポーツ・芸術文化事業への参加機会の拡充を図った。

1　三鷹市教育ビジョン～三鷹らしい教育の実現～

1　三鷹市教育ビジョン 2022 策定の経過

平成 18 年 12 月に策定した「三鷹市教育ビジョン」の下では、政策の柱である「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の全市展開」をはじめ、主要な施策の目標が達成された。このビジョンが 22 年度末で計画期間が満了したことから、教育委員会では、第４次三鷹市基本計画の策定とあわせて見直しを行い、今後 12 年間の三鷹市の教育の方向性を示し、教育基本法に基づく「教育振興基本計画」としての位置付けを持つ、新たな教育ビジョンの策定を行うこととした。

22 年６月に「三鷹教育・子育て研究所」に「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会」を設置し、見直しに向けた計６回の調査研究を行い、教育ビジョンの見直しに向けた視点をまとめた提言（報告書）が 23 年３月 26 日に提出された。

教育委員会では、この提言を踏まえつつ、コミュニティ・スクール委員会や保護者代表者との意見交換、各学校の代表児童・生徒による「教育の未来を考える三鷹子ども熟議」での意見、パブリックコメントの実施など幅広い市民参加を図りながら、新たな教育ビジョンである「三鷹市教育ビジョン 2022」を 24 年３月に策定した。

2　三鷹市教育ビジョン 2022 の概要

「三鷹市教育ビジョン 2022」は、教育基本法及び国や東京都の教育振興基本計画を踏まえ、教育基本法で明示された教育の目的及び目標の達成に向け、三鷹の教育が目指すべき基本的かつ総合的な構想として施策の方向を定めるものである。

「三鷹市教育ビジョン 2022」は、平成 18 年に策定した「三鷹市教育ビジョン」の成果と課題を踏まえ、「人間力」※1と「社会力」※2を兼ね備えた子どもを育成し、目標である「目指す子ども像」を達成するための「施策の柱」となる「５つの施策目標」を示し、その具体的な施策・事業として「20 の重点施策」を設定した。また、この中で、今後４年間で特に重点的に推進する施策を「最重点施策」として設定した（「三鷹市教育ビジョン 2022（第２次改定）の体系」参照）。教育委員会では、このビジョンを踏まえ、年度毎に「基本方針と事業計画」を策定し、施策・事業を計画的に推進している。

(1) 第１次改定

平成 28 年３月には、第４次三鷹市基本計画（第１次改定）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により新たに策定することとなった「三鷹市の教育に関する大綱」との整合を図り、第１次改定を行った。第１次改定では、コミュニティ・スクール機能をさらに充実するため、広報活動の充実や学園間の交流・連携の推進、支援体制の強化を追加するとともに、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）の活用や主体的・協働的な課題解決学習を盛り込み、ＰＤＣＡサイクルを踏まえた学校経営体制の充実を明記した。

(2) 第２次改定と組織体制の整備

令和２年３月には、第４次三鷹市基本計画の第２次改定との連動・整合を図るとともに、この間の法改正や学習指導要領の改訂、関係する審議会等における協議内容等を踏まえ、第２次改定を行った。第２次改定では、多様な教育方法による個別最適化された教育の推進、学習指導要領の改訂において示された「主体的・対話的で深い学び」「社会に開かれた教育課程」の推進、「三鷹市立学校における働き方改革プラン」の推進等を明記した。

また、三鷹市教育ビジョン 2022（第２次改定）に基づき、スクール・コミュニティの創造に向けた仕組みづくりを市長部局との連携を図りながら進めるとともに、子ども一人ひとりのニーズに応じた「個別最適な学び」の実現に向け、３年４月に教育委員会事務局教育部に臨時組織として教育政策推進室を設置した。

※１　「人間力」とは、基礎的な素養を身に付け、自立した一人の人間として考え判断し、豊かに力強く生きていくための総合的な力と定義する。

※２　「社会力」とは、社会とのかかわりをもち、社会の一員としての役割を果たしつつ、適切な人間関係を結び、共に生きていく力と定義する。

三鷹市教育ビジョン 2022 の目指す子ども像

- 自分を愛し、他人を愛し、三鷹を愛する人
- 確かな学力と健康でたくましい心身を備え、自ら学び続ける人
- 規範意識を備え、社会の一員として自ら責任ある行動がとれる人
- 自分の考えをもち、他者と豊かなコミュニケーションがとれる人
- 国際的な視野とチャレンジする心をもち、積極的に社会や地域に貢献できる人

三鷹市教育ビジョン 2022（第２次改定）の体系

施策目標	重点施策
目標Ⅰ **地域とともに、協働する教育を進めます** コミュニティ・スクールを充実・発展させ、地域とともに子どもたちを育てる学校をつくります	**1 コミュニティ・スクールの機能の充実【 最重点施策 】** ○コミュニティ・スクール委員会の充実 ○地域と協働した学校支援機能の充実
	2 地域人財の育成と協働の推進 ○三鷹ネットワーク大学と連携した地域人財の育成 ○地域人財による学習指導等の充実
	3 コミュニティ・スクールの充実に向けた支援体制の整備 ○組織的かつ継続的な学校支援を可能にするための、各コミュニティ・スクールへの支援の充実
目標Ⅱ **小・中一貫した質の高い学校教育を推進します** 三鷹型の小・中一貫教育を充実・発展させ、連続性と系統性のある学習を保障し、子どもたちの義務教育9年間の学びと15歳の姿に責任をもった教育を実現します	**4 小・中一貫教育の充実と発展【 最重点施策 】** ○効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築 ○市民に期待される公立学校としての小・中一貫教育の充実 ○多様な教育方法による個別最適化された教育の推進
	5 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実 ○知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実
	6 三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供 ○キャリア・アントレプレナーシップ教育をはじめとした多様な学習機会の提供
	7 生活指導の充実 ○小・中一貫した生活指導体制の確立 ○いじめ防止対策の推進 ○関係諸機関と連携した生活指導や家庭支援の推進
	8 教育支援の充実 ○教育支援の充実
	9 幼稚園・保育園と小学校の連携教育と支援の推進 ○幼稚園・保育園と小学校の連携教育の推進 ○子ども政策部と連携した就学前から義務教育修了までの教育に責任をもつ施策の推進

施策目標	重点施策
目標Ⅲ **学校の経営力と教員の力量を高め、特色ある学園・学校づくりを進めます** 学園・学校経営を円滑かつ効果的に推進できるよう、改善・充実を図り、教員のキャリア支援等を通して、三鷹にふさわしい教員を養成・育成し、子どもたちの学びをより一層豊かにしていきます	**10 学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進 【 最重点施策 】** ○自律した学園・学校経営体制の整備と、校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある教育の推進 ○学校評価・学園評価の充実
	11 三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成 ○人財育成方針の推進と三鷹にふさわしい教員の配置 ○教員のキャリア支援と研修プログラムの充実 ○「三鷹市立学校における働き方改革プラン」の推進
	12 三鷹教育・子育て研究所の活用 ○優れた教育実践の蓄積と活用の推進 ○教育・子育て研究所のシンクタンク機能の活用

目標Ⅳ **安全で快適な、充実した教育環境を整えます** 子どもたちが安全・安心な気持ちで快適に過ごせ、効果的な学習ができる教育環境を整備します	**13 子どもの安全・安心の確保 【 最重点施策 】** ○学校における児童・生徒の安全の確保 ○通学路における児童・生徒の安全の確保 ○学校給食の充実と食育の推進及び市内産野菜の活用 ○学校における危機管理体制及び事業継続計画の確立
	14 防災都市づくりに向けた安全で快適な学校環境の整備 【 最重点施策 】 ○学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施 ○快適な学校環境の整備 ○児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保
	15 環境に配慮した学校施設の整備と環境教育への活用 ○学校のエコスクール化の推進 ○学校版環境マネジメントシステムの推進
	16 ICTを活用した魅力ある教育環境の整備と利活用 ○学校におけるICT利用環境の整備と活用 ○学校・学園ホームページの充実と学校・家庭・地域間の連携の推進

目標Ⅴ **地域をつなぐ拠点となる学校をつくります** 子どもたちのために、既存の地域社会の全ての力を結集し、それぞれの強みを生かした協働を進め、地域をつなぐ、学校を核としたコミュニティを創造します	**17 地域社会の拠点としての学校づくりの推進 【 最重点施策 】** ○スクール・コミュニティの創造に向けた学校を拠点とした事業の推進 ○生涯学習・芸術文化・スポーツの拠点としての地域開放の推進 ○学校の防災拠点化の推進
	18 学校を拠点とした子どもの安全・安心な居場所づくりの推進 ○地域子どもクラブ事業の充実
	19 家庭や地域の教育力の向上 ○学校・家庭・地域の役割の明確化と連携の強化 ○家庭における教育力の向上
	20 NPO・企業・大学・研究機関等との連携 ○家庭や地域の教育力の向上を目指した知的資源の活用

3　新三鷹市教育ビジョン（仮称）の策定に向けた検討

これからの時代を見据えた新しい教育課題に対応するとともに「新三鷹市教育ビジョン（仮称）」に向けた検討のため、「三鷹教育・子育て研究所」に「三鷹のこれからの教育を考える研究会」を令和２年度に設置し、３年８月に最終報告を取りまとめた。報告では、自らの幸せな人生とより良い社会の創造に向けて、子どもたちが主体的に「人間力」と「社会力」を発揮することを目指し、個別最適な学びを含む一人ひとりを大切にする教育の実現や、学校や子どもたちを「縁」とした「つながり」であるスクール・コミュニティの創造について提言している。

教育委員会では、３年 11 月に「当面の教育施策の推進に関する基本的な考え方」を策定し、研究所からの提言を受けた施策を推進するための考え方を整理した。また、４年度には各学園・学校での熟議や教員による政策提言を通じて、教員からの意見を聴取した。５年度は、各学園の代表として各中学校の生徒と意見交換を開催する予定であり、「新三鷹市教育ビジョン（仮称）」の検討に反映していく。

2　コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

平成18年４月に開園したにしみたか学園を起点に、７つの学園としてコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校を開園し、学校・保護者・地域が協働しながら、連続性・系統性を重視した質の高い小・中一貫教育を推進してきた。

これまでの取組を踏まえ、学校や子どもたちを中心とした学園や市内全域とのつながりを充実・発展させ、学校を核としたコミュニティであるスクール・コミュニティの創造に向けた仕組みづくりを進めるとともに、子ども一人ひとりのニーズに応じた「個別最適な学び」の実現を目指していく。

※個別最適な学びについては、「４　知･徳･体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実」の項（15ページ）を参照。

１　小・中一貫教育の充実と発展

(1) 小・中一貫教育校の開設経過

教育委員会では、平成18年９月から21年３月までの３年間「三鷹市立小･中一貫教育校検証委員会」を設置し、18年４月に開園したモデル校である「にしみたか学園」の検証を行った。その内容については、「三鷹市立小・中一貫教育校『にしみたか学園』の実践に関する検証報告（平成18年度、19年度、20年度）」にまとめ、ホームページ等にも掲載した。

21年度には市内のすべての市立小･中学校22校を「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校」（全７学園）として開園した。

30年４月には､学校教育法等の一部改正を生かして、法制度上位置付けられた「小中一貫型小学校・中学校」とした。

◆小・中一貫教育校（全７学園）の開設経過

開設年月	学園名	中学校	小学校
平成18年４月	にしみたか学園	第二中学校	第二小学校 井口小学校
平成20年４月	連雀学園	第一中学校	第四小学校 第六小学校 南浦小学校
	東三鷹学園	第六中学校	第一小学校 北野小学校
	おおさわ学園	第七中学校	大沢台小学校 羽沢小学校
平成21年４月	三鷹の森学園	第三中学校	第五小学校 高山小学校
	三鷹中央学園	第四中学校	第三小学校 第七小学校
平成21年９月	鷹南学園	第五中学校	中原小学校 東台小学校

28年度ににしみたか学園、30年度に連雀学園、東三鷹学園、おおさわ学園、そして、令和元年度には、三鷹の森学園、三鷹中央学園、鷹南学園が開園10周年を迎え、「開園10周年記念式典」を開催した。いずれの式典においても市内全学園の関係者が一堂に会し、10周年を迎えた学園のこれまでの活動や取り組みを振り返り、三鷹市のコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育のより一層の充実と発展に向けた意識の共有を図った。

三鷹の森学園・三鷹中央学園・鷹南学園
開園10周年記念式典

◆にしみたか学園開園10周年記念式典
（平成28年10月26日）
記念講演：日本大学文理学部教授　佐藤晴雄氏
◆連雀学園・東三鷹学園・おおさわ学園開園10周年記念式典（平成30年11月17日）
記念講演：京都産業大学現代社会学部教授
西川信廣氏
◆三鷹の森学園・三鷹中央学園・鷹南学園開園10周年記念式典（令和元年11月16日）
記念講演：文部科学省コミュニティ・スクール推進員　安齋宏之氏・四柳千夏子氏

(2) 三鷹市の小・中一貫教育

三鷹市の小・中一貫教育は、連続性・系統性を重視した義務教育９年間の指導に責任をもち、学園内の小・中学校間の一貫した指導と交流活動を通して、一体感のある学園としての教育を推進している。コミュニティ・スクールを基盤に、三鷹らしい多様な教育活動や地域人財との協働を通して、子どもたち一人ひとりが自らの幸せな人生とよりよい社会の創造、すなわち、個人と社会のウェルビーイングの実現に向けて「人間力」「社会力」を主体的に発揮できる子どもたちの育成を目指し、次に掲げる特色ある取り組みを実践している。

ア　三鷹市立小・中一貫教育校　小・中一貫カリキュラム

（ア）　カリキュラムの作成経過

小・中学校の教員が、児童・生徒の各発達段階を理解し、連続性と系統性のある指導を９年間一貫して行うために「三鷹市立小・中一貫教育校　小・中一貫カリキュラム」を作成し、これに基づく授業を実施している。

教育委員会では、平成20年３月告示の学習指導要領に基づき、21 年３月に本カリキュラムを作成した。その後、教科書採択及び学習指導要領完全実施に併せ、23・24年度に改訂を行った。さらに、29年３月告示の新学習指導要領（令和２年度小学校、３年度中学校全面実施）に準拠した小・中一貫カリキュラムの全面改訂を平成29・30年度に行った。改訂にあたっては、学識経験者や学校関係者等で構成する小・中一貫カリキュラム作成委員会及び各教科等の作業部会を設置し検討を進めた。改訂カリキュラムでは、13教科・領域ごとに、カリキュラムの概要及び指導する内容を体系的・構造的にまとめた内容系統一覧表を作成し、各学習段階で確実に身に付ける資質・能力を明確に示すとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点や教科横断的な「カリキュラムマネジメント」の視点を取り入れている。

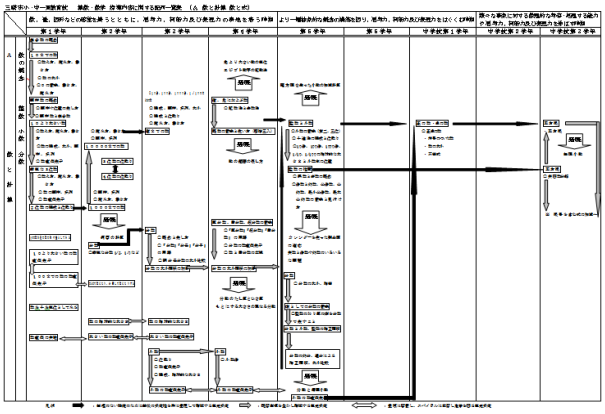

▲「三鷹市立小・中一貫教育校　小・中一貫カリキュラム」（平成30年度改訂）内容系統一覧表

（イ）　カリキュラムの周知と活用

教員研修や訪問指導、指導課訪問の機会を活用し、市内の全教員にカリキュラムの周知を図るとともに実効的活用を推進している。

また、「学園研究」を通し、小・中学校の教員が学習のつまずきや効果的な指導について児童・生徒の実態を踏まえた研究を進め、カリキュラムの検証・改善を行ったり、小学校においては、高学年一部教科担任制を教育課程に位置付け年間を通して実施したりするとともに、学園内の小学校間での授業交流を行い指導の統一を図っている。

（ウ）　学園版カリキュラム

令和元年度には、学校と保護者・地域が子どもたちに身につけさせたい「資質・能力」を明確にして共有し、協働して「学園版小・中一貫カリキュラム」を作成した。この「学園版カリキュラム」を活用し、地域人財の関わりを生かした教育実践を推進している。これにより、学校での学びを学校限りで終わらせるのではなく、「社会に開かれた教育課程」として社会で求められる学びへと発展させることを目指す。

イ　兼務発令に伴う相互乗り入れ授業

小学校の教員も中学校の教員も児童・生徒の義務教育９年間の教育を「本務として」責任をもって行えるよう、全ての教員が学園の小・中学校両方の教員として東京都教育委員会から「兼務発令」され、小・中学校間での乗り入れ授業を時間割に位置付けて実施し、９年間を見通した連続性と系統性のある指導を行っている。平成 30 年４月から、兼務発令を学園内の管理職を含め、小学校間にも広げ、学園間でのより一体感のある教育を推進している。

ウ　児童・生徒の交流活動

異学年、異校種、体験活動などの日常的な交流活動を、年間計画に明確に位置付け、学園の特色や地理的側面を踏まえ工夫しながら実施している。また、小学校の児童同士の交流活動を、中学校入学前から行い、学園の仲間であることを意識させた教育を推進している。

２　コミュニティ・スクールの充実と発展

(1) コミュニティ・スクール委員会の設置経過

三鷹市では、平成 18 年に策定した三鷹市教育ビジョンに基づき、「自律した学校」「地域と共に創る学校」を実現するため、学校と保護者・地域のつながりをより一層深め、地域住民が学校運営に積極的に参画する「コミュニティ・スクール」の取組を進めてきた。

20 年度には、市内の市立小・中学校全 22 校を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定する「学校運営協議会」を設置するコミュニティ・スクールとした。「学校運営協議会」は、校長が作成した学校運営の基本的な方針等を承認すること、教員等の人事に関する意見を述べることができることなど法的な権限と責任を有している。

当初、複数校に対して１つの「学校運営協議会」を置くことが認められていなかったため、三鷹市においては、学校ごとに設置する「学校運営協議会」を、小・中一貫教育校として構成される学園に設置した「コミュニティ・スクール委員会」と兼ねて、委員の構成を同一とすることで「学校運営協議会」として学園及び学校の運営について法的な権限と責任に基づいて協議し、意見を述べることができるようにするとともに、学園全体の運営について統一的に協議することができる仕組みを構築してきた。

29 年４月１日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、学校運営協議会に関する規定が改正され、「二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる」とされたことから、法制度の改正を生かして、30 年４月から「コミュニティ・スクール委員会」を法律に基づく学園単位の「学校運営協議会」として位置付けを一本化した。

◆コミュニティ・スクールの仕組み

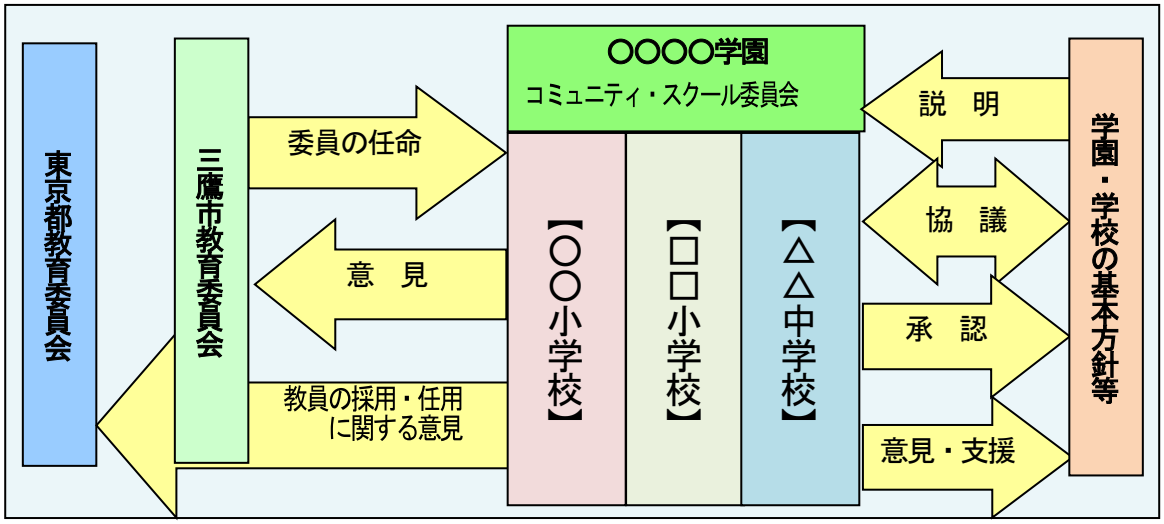

令和４年度からは、コミュニティ・スクールにおける支援や活動に関する新たな実施体制として、地域学校協働活動を推進する団体（以下、「団体」という。）を３学園（連雀学園、にしみたか学園、鷹南学園）に設置するとともに、当該団体に対して補助制度を構築し、学校と地域をつなぐための主体的な活動を支援した。各団体では、コミュニティ・スクール委員会の運営支援とともに、スクール・コミュニティの創造・発展に向けた取組等が実施された。５年度はさらに１学園で団体を設置する予定である。

⑵ 学校評価・学園評価の充実

平成 18 年 12 月に策定した三鷹市教育ビジョンや 19 年６月の学校教育法改正において学校評価の実施とそれに基づく改善及び学校の情報の積極的な提供が規定されたことなども踏まえ、平成 20 年度に、三鷹市公立学校の管理運営に関する規則に学校評価の自己評価と学校関係者評価の実施、公表、設置者への報告について、明確に規定した。三鷹市教育ビジョン 2022（第２次改定）においても、施策 10「学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進」（最重点施策）の中で「学校評価・学園評価の充実」を掲げている。

学校・学園評価は、学校による自己評価とコミュニティ・スクール委員会による学校関係者評価（次ページ）として毎年度実施し、学校の自己評価結果等を受けて、コミュニティ・スクール委員会による学校関係者評価により、各学校・学園運営、教育活動等の成果や、課題と改善策、各課題解決のための創意工夫、改善策の有効性等を検証し、児童・生徒の声や地域・保護者の意向を十分に反映させた、継続的な学園・学校の改善につなげられるよう、学校と地域が協働したＰＤＣＡサイクルの確立を図っている。

コミュニティ・スクール委員会による各学園の評価・検証の結果は、「三鷹市立小・中一貫教育校　全７学園の評価・検証報告」として取りまとめ、学園ごとに（１）コミュニティ・スクールの運営、（２）小・中一貫教育校としての教育活動、（３）確かな学力、（４）豊かな人間性、（５）健康・体力、（６）特色ある教育活動、（７）学校教育の質の維持向上を目指した学校の働き方改革の７項目についての成果と課題を市のホームページで公表している。また、各学校の評価検証については各学校のホームページにて公開している。

◆学校・学園評価の仕組み

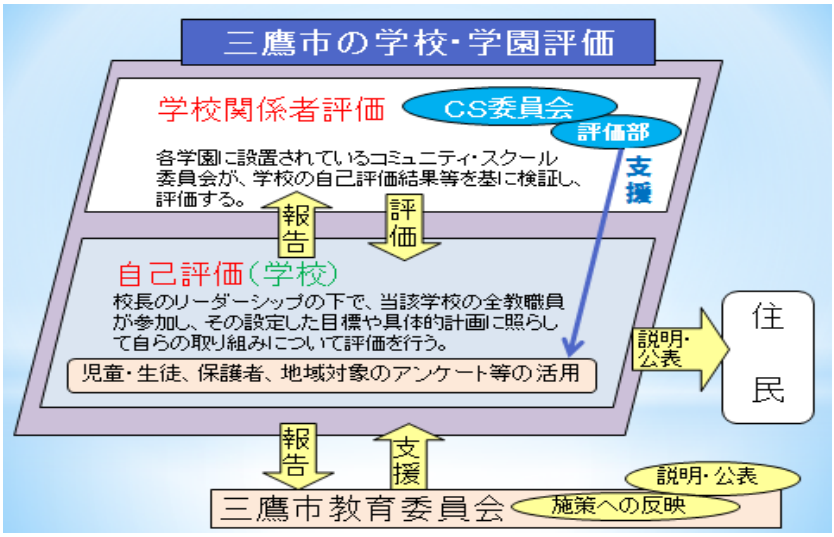

(3) コミュニティ・スクール委員会の教育活動への参画

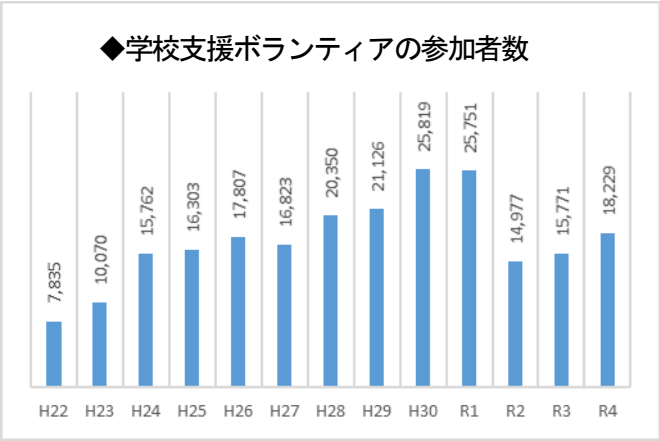

コミュニティ・スクール委員会は、学園及び学校の運営に関して一定の権限をもつ協議機関として、熟議等を通して、保護者や地域の意向が学校運営により一層反映されるように、学園のアクションプランや防災教育の計画等の作成及び実践を学校とともに行っている。

教育ボランティア組織を統括するコミュニティ・スクール委員会の担当部会等では、学校支援ボランティアの事務局的な機能を担っており、地域の人財を確保し、学校支援への参画を推進することで、地域や保護者と協働して行う学習指導等の充実を図っている。

学校支援ボランティアの活動内容は、授業補助、学習支援、学校行事、環境整備、安全見守り、地域活動など多岐にわたっている。ボランティアの人数も年々増加傾向となっている（※上記グラフ参照。令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少したが、３年度以降回復傾向にある。）。

また、学園やコミュニティ・スクール委員会の取り組みについて、保護者や地域の理解を深めるため、コミュニティ・スクールガイドやコミュニティ・スクールだより、学園ホームページ等により、積極的に情報を発信し、広報活動の充実を図っている。２年度からは、全学園で学園（コミュニティ）カレンダーをコミュニティ・スクール委員会と協働で作成し、情報発信の新たなツールとするとともに、カレンダーの作成や活用のプロセス自体を、学校と地域の様々な団体・人財等とのつながりづくりの仕組みとして活用している。なお、４年度からは、学校を核とした地域づくりをより一層推進するため、名称を「スクール・コミュニティカレンダー」に変更した。

(4) 学校支援者養成講座等の実施

教育委員会では、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）三鷹ネットワーク大学推進機構と連携した

「学校支援者養成講座」として「コミュニティ・スクール委員対象講座」と「教育ボランティア対象講座」を実施し、地域人財の育成と協働の推進を図っている。

なお、人財発掘と養成を目的として実施している教育ボランティア対象講座については、これまでは学園単位で開催してきたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、２年度以降はオンラインを活用し、全学園共通のニーズ等を踏まえた全学園向け講座として開催方法を変更した。

◆令和４年度講座概要
・コミュニティ・スクール委員対象講座（オンライン併用）
日　時：令和５年２月 18 日（土）
講　師：朝倉　美由紀氏（埼玉県ふじみ野市立大井小学校校長、文部科学省ＣＳマイスター）
テーマ：地域×学校　本物のパートナーをめざして
～子どもたちのための、私たちの「CS」～
内　容：第１部　基調講演　第２部　グループワーク
・教育ボランティア対象講座（オンライン開催）
①オンデマンド講座（子どもとの関わり方など５講座）
配信期間：令和４年 10 月 25 日（火）～12 月 28 日（水）
②オンライントークサロン（オンライン意見交換会）
日　時：令和４年 11 月 15 日（火）

３　スクール・コミュニティの推進に向けた取組

(1) スクール・コミュニティ推進員の配置

平成 30 年度から、学校と地域をつなぐコーディネートの中心となる「コミュニティ・スクール推進員（社会教育法９条に規定する地域学校協働活動推進員）」を三鷹中央学園、鷹南学園、おおさわ学園に配置した。令和元年度は、にしみたか学園、東三鷹学園にも配置し、学校と学校支援ボランティアとの調整機能をさらに強化し、教育活動に対する地域の幅広い支援を持続的に得ることを可能にするとともに、コミュニティ・スクールとしての事務局的な機能の充実を図った。

２年度には地域の学校支援活動への参加促進を通した教育活動への参画の活性化とスクール・コミュニティの創造（学校を核としたコミュニティづくり）に向け、「コミュニティ・スクール推進員」の名称を「スクール・コミュニティ推進員」に改めるとともに、連雀学園、三鷹の森学園に拡充配置し、全学園に配置した。３年度には、全学園２名体制とした。４年度には全学園の小学校数に対応した配置とし、さらなる充実を図った。５年度は、スクール・コミュニティ推進員の業務が多岐にわたり、質・量ともに増加している状況を踏まえ、後進育成を図るとともに学校と地域のコーディネート機能をより充実できるよう、スクール・コミュニティ推進員の業務の一部を分担して担う、スクール・コミュニティ推進員サポーターを設けた。

スクール・コミュニティ推進員は、①地域学校協働活動の推進、②学校と学校支援ボランティアとの連絡調整、③学校支援ボランティア活動に係る育成、発掘・確保や情報提供、④コミュニティ・スクール委員会の支援に関する部会との連絡及び調整、⑤コミュニティ・スクール委員会の運営支援、⑥地域学校協働活動を推進する団体の運営に関することなどを担う。

また、教育委員会では、スクール・コミュニティ推進員のリーダー的存在として、統括スクール・コミュニティ推進員を令和元年 10 月から配置するとともに、定期的にスクール・コミュニティ推進員の連絡会を開催し、各学園における取組の情報共有や地域学校協働活動に関する理解向上に向けた研修を行うなど、スクール・コミュニティ推進員の活動への支援等を行っている。５年度からは統括スクール・コミュニティ推進員補佐を新たに設置し、後進の育成や統括スクール・コミュニティ推進員の機能強化を図った。

スクール･コミュニティの推進に向けて､統括を含むスクール･コミュニティ推進員を中心に、各学園はもとより関係団体とのさらなる連携を図っていく。

⑵ 三鷹スクール・コミュニティ推進会議の設置

スクール・コミュニティを学園単位から全市的なものとしてより広め、推進していくために、市内の関係団体からなる三鷹スクール・コミュニティ推進会議を令和３年度に設置した。あわせて、実務者による幹事会を開催し、学校や子どもたちを縁としたつながりを全市的に広げる具体的な取組に向けたプラットフォームとして連携を深めていく。

◆構成団体

杏林大学、公益財団法人三鷹国際交流協会、国際基督教大学、社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会、住民協議会、地域ケアネットワーク、東京むさし農業協同組合三鷹支店、特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク、三鷹市芸術文化協会、三鷹市公立学校ＰＴＡ連合会、三鷹市体育協会、三鷹商工会、三鷹青年会議所、ルーテル学院大学

⑶ 三鷹教育フォーラム 2021 等の開催

全学園が 10 周年を迎えた「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の取組を全国に発信し、さらに発展させるとともに、スクール・コミュニティの創造に向けた契機とするために令和３年 11 月６日に「三鷹教育フォーラム 2021」を全面オンラインで開催し、当日延べ 1,982 人が視聴した。また、後日、動画としてインターネット上で公開し、全国から多くの人が視聴している（視聴数：延べ8,837 人。４年５月 31 日現在)。なお、２年度より全国コミュニティ・スクール連絡協議会の会長市を務めており、同協議会、文部科学省と三鷹市教育委員会が主催する「全国コミュニティ・スクール研究大会 in 三鷹」との同時開催とした。

⑷「学校３部制」の実現に向けた取組

スクール・コミュニティの創造・発展に向け、学校施設が地域の共有地「コモンズ」として地域の人財や資源が集う場所となることを目指している。学校施設の役割を第１部：「学校教育の場」第２部：「多様で豊かな充実した体験・経験ができる放課後の場」第３部：「夜間や休日における生涯学習・スポーツ・地域活動等の場」として捉え、学校施設を機能転換し活用する「学校３部制」の実現に向け、次のア～エのモデル事業等に取り組んでいる。５年度は、「学校３部制」構想の推進に向けて、アンケート結果を踏まえ、夜間・休日の学校施設を活用した講座やイベント開催のモデル事業を実施し、課題の抽出等を行う。なお、実施に当たっては、一部の事業に東京都の補助金を活用している。

ア　教室の機能転換に向けた環境整備

第２部以降に普通教室等を機能転換し活用を図るため、令和３年度にシャッター付きロッカーを第六小学校３教室に整備した。４年度には、第三小学校１教室、井口小学校２教室、第二小学校４教室に整備した。設置した教室では、地域子どもクラブ事業等の実施にあたって、学校物品と事業の物品の管理等に活用されている。５年度も整備に向けて、地域子どもクラブ事業の実施状況等を踏まえながら各校と調整していく。

イ　みたかジュニアビレッジ事業

スクール・コミュニティの創造・発展に向けた取組の一環として、多様な地域団体等と連携しつつ放課後において教育課程との関連を図りながら、児童・生徒が実社会の中での主体的かつ実践的な取組を通じて、新たな価値や社会を創造していこうとする意欲や能力を養うとともに勤労観・職業観の涵養を図る事業を「みたかジュニアビレッジ事業」として、令和３年度か

ら支援している。

具体的には、３年度から放課後を中心とした子どもたちの居場所づくりに取り組む地域団体「まちラボみたか」が第四中学校において実施する「四中ゆないと」の活動を支援している。５年度も引き続き、地域の専門家の方々の指導・助言の下、３・４年度の経験や課題も活かしながら、生徒が農業体験、収穫物の商品開発、販売及び活動報告を行うことを予定している。

ウ「学校３部制」に向けた検討

令和４年度においては、上記ア・イのほか、学校３部制の制度設計に向けた施設、運営体制等に関する委託調査研究を実施し、文献調査による全国 65 事例から 15 事例について現地視察やヒアリングによる詳細な事例調査を行った。また、三鷹市民を対象に「夜間・休日の学校施設の利用に関するアンケート」を実施し、学校３部制に対する考え方や利用ニーズ、実施にあたっての懸念等を調査した。

エ　その他関連の取組

加えて、地域団体による家庭科室を活用した朝食提供の実施（中原小・第七小）を支援し、朝の時間帯における学校施設の活用について制度や手続き（学校施設の目的外使用許可）への理解を深めるとともに、学校の教職員の理解増進も図られた。

３　三鷹「学び」のスタンダード

平成 26 年３月に児童・生徒の学力向上を図るための取り組み指針として、「三鷹『学び』のスタンダード」を策定し、リーフレットとして市立小・中学校の全保護者、ＰＴＡ、コミュニティ・スクール委員会に配布した。基礎的・基本的な知識・技能の定着に向けて、国や都の学力調査、体力・運動能力調査等の結果を活用し、学校の取り組みの充実を図るとともに、児童・生徒の望ましい生活習慣や学習習慣の定着及び教員と児童・生徒との双方向型の授業づくりや児童・生徒が主体的・協働的に課題解決に取り組む学習を推進することがねらいである。

各学園では、この「三鷹『学び』のスタンダード」を基に、さらに保護者や地域住民等と協議を行いながら、各学園の課題を踏まえた独自の実践を盛り込み、学園のスタンダードを策定し、学校、家庭、地域協働による児童・生徒の確かな学力の育成に取り組んでいる。

１　「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）

授業を通して児童・生徒に身に付けさせる６つの「学習習慣」とそれに対応した指導アイデア例を示している。学校は指導アイデア例を参考に、授業の充実と子どもたちの学力向上に取り組んでいる。

①先生の話を集中して聞き、大事だと思ったことは、黒板に書かれてなくてもノートに書く。 ②授業中に自分の考えを述べたり、他者の発言を集中して聞いたりする。 ③考えたり調べたりしたことを文章にまとめる。	④分からないことはそのままにせず、自分でも調べたり考えたりする。 ⑤家庭学習は、いつ・何を・どんな方法で勉強するのか、自分自身で決めて取り組む。 ⑥学習内容の要点を自分自身で考えながら学習に取り組む。

２　「三鷹『学び』のスタンダード」（家庭版）

学力調査の結果から明らかになった、学力と相関のある生活習慣・学習習慣を子どもたちに身に付けさせるために、「生活リズムを整える」、「人との関わりを豊かにする」、「学ぶ姿勢をつくる」の３つの視点から、家庭でできる８つの実践を示している。

- Ⅰ生活リズムを整える
  - ①　決まった時間に就寝・起床させましょう
  - ②　毎日朝食をとる習慣をつけましょう
- Ⅱ人との関わりを豊かにする
  - ③　毎日きちんとあいさつを交わしましょう
  - ④　会話を大切にしましょう
- Ⅲ学ぶ姿勢をつくる
  - ⑤　学習時間を確保しましょう
  - ⑥　学校で使ったプリントやテストを活用しましょう
  - ⑦　本に親しむ習慣をつけましょう
  - ⑧　携帯電話、ゲーム、テレビの利用ールを決めましょう

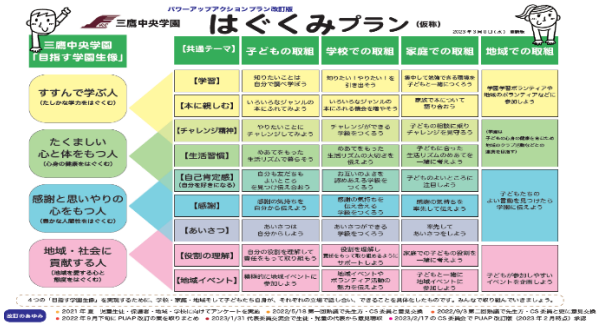

←【三鷹中央学園パワーアップアクションプラン『はぐくむプラン（仮称）』】

「三鷹中央学園で目指す４つの「目指す学園生像」を実現するために、学校・家庭・地域そして子どもたち自身が、それぞれの立場で話し合い改訂を進めています。」

4　知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

新学習指導要領に準拠した「三鷹市立小・中一貫教育校　小・中一貫カリキュラム」に基づき、９年間の義務教育における学びの連続性と系統性を明確にした学習指導を図る中で、知・徳・体の関連に配慮するとともに、児童・生徒の意見を十分に尊重しながら様々な教育活動を充実させ、「人間力」、「社会力」の一層の育成に努める。

個別最適な学びの実現に向け、学力等調査を経年で実施し、分析結果を基に児童・生徒一人ひとりの学力を伸ばすとともに、教員の指導力の向上を図るほか、児童・生徒の学習意欲を引き出すため、興味・関心に応じた探究的な学びや、学校ならではの協働的な学びなど、さらなる研究を推進する。また、デジタル技術を活用した授業を充実させることで、いつでもどこでも個別最適な学びの提供を可能とする。

地域人財の参画による教育活動等の支援やみたか地域未来塾事業の充実など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進しながら、学習習慣の定着と基礎学力の向上を図る。

「特別の教科　道徳」を適正に実施するため、「考え、議論する」学習活動の充実を図るとともに、市内のこれまでの研究成果を活用した授業改善や道徳教育推進委員会による効果的指導に関する研修資料を市内全校で共有し、児童・生徒の豊かな心を育てる。

体力・運動能力調査等の結果を活用した学校の取り組みの充実・改善を図るとともに、「健康で活力に満ちた生活をデザインする資質・能力」を育成するための効果的な体育健康教育に関する実践的な研究を行う体育健康教育推進校の研究成果を市内全校で共有し、一人ひとりの体力の向上を図るための授業改善を進める。

１　確かな学力の育成

⑴　「三鷹市立小・中一貫教育校　小・中一貫カリキュラム」の推進及び改訂

学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」や「カリキュラムマネジメント」の視点を取り入れ改訂した「三鷹市立小・中一貫教育校　小・中一貫カリキュラム」に基づき、全校の教員が、９年間を見通した学びの連続性と系統性を意識し、発達段階に応じた学習のねらいの明確化・重点化を意識した指導を行うことにより、児童・生徒一人ひとりに、学習内容の定着を確実に図る丁寧な指導を徹底している。

また、兼務発令による小・中学校間での相互乗り入れ授業を時間割に位置付け、年間を通じ実施することにより、９年間を見通した連続性と系統性のある指導を行っている。

※詳細については「２　コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展」の項（７ページ）を参照

令和５年度においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進の視点から、「三鷹市立小・中一貫教育校　小・中一貫カリキュラム」の一部改訂を行う。

⑵　個別最適な学びの実現に向けた取組の推進

令和２年度から実施している市独自の学力テスト（⑶参照）の分析において経年で個人の学力状況を把握し、児童・生徒一人ひとりに応じたよりきめ細かな指導により、児童・生徒一人ひとりの学力を確実に伸ばすことに取り組んでいる。

また、３年度からは株式会社探究学舎との共同研究による「興味開発」に特化した探究的な学びの授業研究やデジタル技術の活用等の研究を推進している。

２年度に整備した児童・生徒１人１台の学習用タブレット端末を活用し、児童・生徒一人ひとりの学習状況や興味・関心等に応じた学びを推進している。

教員による効果的な指導方法や児童・生徒の効果的な学習方法について研究及び研修を行うとともに、３年５月には、学習用タブレット端末を活用した授業を収録した『三鷹ＧＩＧＡスクー

ル実践事例集』を作成・共有を行った。４年度にハイブリッド型学習の実践事例等を集録した「三鷹ＧＩＧＡ（ギガ）スクール実践事例集 vol. ２」を作成し、５年度に市内全教員に配布した。
※「18　デジタル技術を活用した魅力ある教育環境の整備と利活用」の項（51 ページ）も参照

⑶ 学力・学習状況の把握と学習指導の改善

令和２年度より、小学校第４学年から中学校第３学年までの児童・生徒を対象とした市独自の学力テストを実施している（小学生は「国語・算数」、中学校第１学年は「国語・数学」、中学校第２・３学年は「国語・数学・英語」）。この調査により、児童・生徒の学力の伸びを経年で把握・分析し、結果を踏まえ学力向上に向けた指導を実施する。また、４年５月には各学校の取組を支援するため、「活用ガイド」を策定した。

各学校においては、東京都教育委員会及び文部科学省が実施したこれまでの学力・学習状況調査に加え、上記の市独自の学力・学習状況調査の結果も活用して、より実効性と具体性の高い「授業改善推進プラン」を作成し、ＰＤＣＡサイクルに基づく学習指導の改善を図るとともに、小・中一貫カリキュラムや、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）も活用することにより、学習指導の改善を図っていく。

「授業改善推進プラン」は、保護者、地域に公開することで自校の課題と課題解決の方策を共有し、保護者や市民の理解と協力を得られるよう努めている。

⑷ 外国語（英語）教育の推進

平成 29 年度から、市内全小学校に英語教育推進リーダー※による外国語活動の授業についての巡回指導を行い、教員の実態に合った指導・助言を通して、市内教員の英語指導力の向上に努めるとともに、令和元年度には小学校３校に英語科専科教員を配置し、英語指導の充実を図った。また、全市でスピーキング能力を含めたパフォーマンステストを実施し、児童が自信をもって英語に取り組めるよう指導の充実を図っている。（「５　三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供」の項（22 ページ）も参照）。

※英語教育推進リーダー：「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（平成 25 年 12 月文部科学省）に基づき、英語教育推進リーダーを養成するための中央研修修了者を指す。修了後、研修指導者として、各地で中核となる小学校教員や中・高等学校の外国語（英語）担当教員の研修や授業・評価の改善のための指導・助言を行う。

⑸ みたか地域未来塾等における地域人財の参画

「みたか地域未来塾」では、大学生や地域住民などの地域人財の参画により、放課後の教室において教育活動等の支援を行うなど、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組むとともに、小・中学生の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図っている。

平成 28 年度から段階的に拡充を図り、令和元年度から、市内全７学園 22 校において実施している。今後さらに取組内容を改善し、児童・生徒の基礎学力の向上と学習習慣の定着を図るとともに、学校３部制の第２部における重要な取組の一つとして放課後の充実を検討していく。

▲みたか地域未来塾の様子（第七中学校）

また、コミュニティ・スクール委員会と連携し、授業や補習教室等に地域人財や保護者の支援・協力を積極的に取り入れるとともに、「三鷹『学び』のスタンダード」（家庭版）を保護者へ広く

周知を図るなど、学校・家庭・地域の協働による子どもたちの学びの充実を図っている。

このほか、学校でのボランティア活動を希望する大学生等を教育委員会が学校へ派遣する「学生教育ボランティア」も学校での授業での活動を通して大学生等の社会体験を深めるとともに、子どもたちの学びの充実につながっている。

地域未来塾の参加実績等

	実施校	参加実績 （延べ人数）
平成 28 年度	鷹南学園（中原小学校、東台小学校、第五中学校） おおさわ学園（大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校）	843 人
平成 29 年度	鷹南学園（中原小学校、東台小学校、第五中学校） おおさわ学園（大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校） 三鷹中央学園（第三小学校、第七小学校、第四中学校）	4,452 人
平成 30 年度	鷹南学園（中原小学校、東台小学校、第五中学校） おおさわ学園（大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校） 三鷹中央学園（第三小学校、第七小学校、第四中学校） にしみたか学園（第二小学校、井口小学校、第二中学校） 東三鷹学園（第一小学校、北野小学校、第六中学校）	6,240 人
令和元年度	全７学園 22 校	8,668 人
令和２年度	全７学園 22 校	14,095 人
令和３年度	全７学園 22 校	11,022 人
令和４年度	全７学園 22 校	13,248 人

２　豊かな心の育成

(1)「特別の教科　道徳」の推進

平成 30 年度から小学校で、令和元年度から中学校で、教科書を使用した「特別の教科　道徳」を実施している。三鷹市の全ての小・中学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「考え、議論する道徳」の実践に取り組むことにより、子どもたちの道徳的判断力や、心情、実践意欲と態度を育成している。

教育委員会では、28 年度に「道徳教育推進委員会」を設置し、「道徳科」の趣旨を踏まえた指導計画や指導方法・評価の在り方について検討を進め、その成果を各学校で共有している。

また、全ての小・中学校で「道徳授業地区公開講座」を実施し、道徳の授業を公開するとともに、今日的な子どもの諸課題に即した意見交換会を通して、学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図っている。

⑵　情報モラル教育の推進

▲デジタル・シティズンシップについて児童・生徒と大人が意見を出し合う熟議の様子

インターネットの過度の利用による「インターネット依存」及びＳＮＳの不適切使用による個人情報の流出、誹謗・中傷、インターネットを介した詐欺行為及び出会い系サイト等に関わる性被害など、様々なインターネット被害を未然に防止する観点から、小・中学校９年間を通じて、インターネット・情報機器の適切な使い方や情報モラルを身に付けるための「小・中一貫カリキュラム（ＩＣＴ教育）」に基づく指導を行っている。

また、各家庭に対しても携帯電話やスマートフォン等の適切な使い方を子どもたちに身に付けさせるために、保護者を対象としたリーフレット「ネット社会を生きる力を育むために」（三鷹市教育委員会）、「ＳＮＳ東京ルール」（東京都教育委員会）等を提供し、家庭でのルールづくりの支援を行っている。

令和３年度は、情報モラル教育支援教材の実証を行うために小学校４校と中学校３校を選定の上、先行導入した。４年度から全校にて利用を開始している。

また、４年度は、各学園・学校において、教員、児童・生徒、コミュニティ・スクール委員の各代表者によるデジタル機器の活用の課題や考え方などの熟議を行うとともに、全７学園の代表者での熟議を通して、「私たちの行動宣言」を発表するとともに、その宣言を踏まえて５年３月に「三鷹市デジタル・シティズンシップ育成指針」を策定した。

５年度においても、12 月に教員、児童・生徒、コミュニティ・スクール委員の各代表者によるデジタル機器のよりよい使い手となるための熟議を行い、「三鷹市デジタル・シティズンシップ育成指針」に基づくデジタル・シティズンシップ教育の更なる推進を図る。

⑶　人権教育の推進

ア　全教育活動を通じた人権教育の推進

全ての教育活動を通じて、「人権教育プログラム（学校教育編）」（東京都教育委員会）を活用し、児童・生徒の発達段階に応じた人権を尊重する教育の充実を図っている。また、各学校における児童虐待の予防及び早期発見について、関係諸機関と連携を図るとともに、保護者等に対して啓発と支援を行っている。

令和３・４年度東京都人権尊重教育推進校（第六中学校）の取り組みを基に、全小・中学校において、人権教育推進上の諸課題への系統的・組織的取り組み及び人権教育プログラムを活用した人権教育を推進する。

◆　重点項目

○「児童の権利に関する条約」、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨に基づいた教育活動の充実
○男女平等観に立った教育の推進
○人権教育に関わる年間指導計画の作成と活用
○児童虐待、いじめの防止への適切な対応についての教職員の研修及び保護者等への啓発と支援

イ　人権教育推進委員会

教育委員会は、地域・学校の実態に即し、人権教育推進上の課題の解決や教育内容・方法の充実を図る研究・協議を行うために、市立小・中学校の校長、副校長及び各校の人権教育担当教員により構成された人権教育推進委員会を設置し、人権教育の推進を図っている。

◆　活動内容

- 「人権教育プログラム　(学校教育編)」の周知・活用
- 三鷹市及び各学校の人権教育推進に関する実態と課題の把握
- 人権教育の推進・啓発の内容と方法に関する研究及び協議
- 人権課題に関わる授業の実践
- 人権尊重教育推進校の研究成果の活用を図る方策の検討
- フィールドワーク等による人権教育に関わる研修等

ウ　児童虐待、いじめ防止への対応

【児童虐待防止】

「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨に基づき、各学校における児童虐待の予防及び早期発見、適切な通告を含めた早期対応のために、同法律の理解を一層深め、関係機関との連携を強化していくことが大切である。

そのために、各学校において「児童虐待防止研修セット」(平成23年８月東京都教育委員会)等を活用し、児童虐待の早期発見と適切な対応に関わる教員研修を実施するとともに、校長会、副校長会、生活指導主任会をはじめ、様々な機会を通じて、児童虐待の早期発見と適切な対応に関する校内の組織の活性化等について指導・助言を行っている。

【いじめ防止】

※「７　生活指導の充実・いじめ防止対策の推進」の項（26ページ）を参照

３　健やかな体の育成

(1) 体力調査を基にした各校の課題に応じた取組の推進

東京都教育委員会及び文部科学省が実施する体力・運動能力調査や運動習慣調査等の結果を分析して自校の課題を明らかにし、課題の改善に向けた体力・運動能力向上のための日常的な取り組みとして「一校一取組」（小・中学校）「一学級一実践」（小学校）運動を具体的に設定し、年間を通して実施している。

４年度は、各校ごとに体力向上に向けた取組の全体計画・年間指導計画を策定し、児童・生徒の体力の状況を把握していくとともに、引き続き、中学校体育教員の専門性を活かし、小学校における乗り入れ授業や教員研修を行い、系統的な指導を推進することで児童・生徒の体力向上を図っている。

(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーとしての取組

オリンピック・パラリンピック教育では、４つのテーマ「①オリンピック・パラリンピックの精神」、「②スポーツ」、「③文化」、「④環境」と、４つのアクション「①学ぶ（知る)」、「②観る」、「③する（体験・交流)」、「④支える」を組み合わせた多彩な取り組みを継続的に行うことにより、国際理解や伝統・文化理解、スポーツに親しむ態度等を身に付けてきた。

◆「４×４の取組」

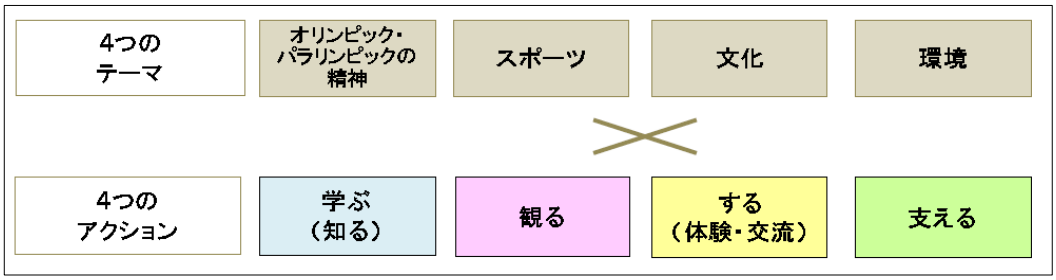

【「オリンピック・パラリンピック教育」実践の視点（例）】

ア　オリンピック・パラリンピックを題材とした教科等の実践
イ　諸外国の歴史や文化、外国語の学習による国際理解教育
ウ　運動・スポーツへの興味・関心を高める指導
エ　体力向上を目指すための体育授業等の改善
オ　部活動や日常的な運動・スポーツの実践等の充実・推進
カ　日本の伝統的な礼儀・作法やおもてなしの心などの学習
キ　国際的なマナー・エチケット、礼儀・作法や習慣などの学習
ク　地域のスポーツ大会やイベントなどとの関わり
ケ　外国人留学生などとの交流

これらの取組を学園・学校の特色ある教育活動として教育課程に位置付け、引き続き実施し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーとして取り組んでいる。

⑶ 食育の推進

ア　三鷹市立学校における食育の推進

児童・生徒が望ましい食習慣を身に付けていく上で、食の指導を行うことは極めて重要であり、食育推進体制を整備することが求められていることから、教育委員会では、平成 20 年２月に「三鷹市立学校における食育の推進に関する指針」を定め、食に関する指導の推進を図っている。

また、学校給食の充実に向けて、校長、学校栄養職員、ＰＴＡ代表、保健所職員、教育委員会事務局職員で構成される「三鷹市学校給食運営委員会」を組織し、給食の献立・衛生管理・その他運営方法等に関する検討を行っている。

イ　学校の取り組み

教育委員会は、平成 20 年度に小・中学校の教員により構成した「食育指導資料作成委員会」を設置し、食育の推進のための「三鷹市食育指導資料」を作成し、学園・学校での活用を進めてきた。

学園では、上記の指針に基づき、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、９年間を見通した系統性を踏まえた指導を行うとともに、学校においては、食育を推進する教員（食育リーダー）を中心として指導体制を整え、家庭科（中学校では、技術・家庭科）、体育（中学校では保健体育科）、特別活動、総合的な学習の時間等に食に関する指導を位置付けている。

▲東京むさし農業協同組合による食育の授業の様子

各学校において、様々な経験を通じて「食」に関する知

識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるという食育の目標を踏まえて、食事の重要性やバランスのとれた食生活、心身の健康等について学習するとともに、学校農園での栽培活動や自然教室を生かした農業体験、市内産野菜の学校給食への積極的な活用、オリンピック・パラリンピックをテーマとした学校給食、東京むさし農業協同組合による食育の授業、栄養士による講話等、特色ある取組を進めている。令和４年度は三鷹中央学園、５年度はにしみたか学園・東三鷹学園を研究指定校とし、地産地消の観点から市内産農作物の更なる活用を図り、子どもたちによる給食メニューの開発を行うとともに、保護者に対し講演会を実施し、食育の必要性を啓発する。

◆「食育」指導の目標

小学校
1　毎日朝食をとる。
2　主食・主菜・副菜など栄養のバランスがとれた食事をする。
3　みんなと楽しく食事をする。

中学校
1　食生活における自己管理能力を高める。
2　生徒自身が自分の食生活に関して問題意識をもち、問題解決するための目的行動へ結び付ける。

◆　学校農園

土づくり、種蒔きから収穫までの一連の作業を通して、働くことの喜びや自然とのふれあいなどを体験する場として、農家の方々及び東京むさし農業協同組合の協力を得て、小学校に学校農園を整備している。

本事業は、平成４年度に開始し、現在では15校で実施している。土とふれあうことにより、収穫の喜びや感動を体得し、心豊かな児童の育成を図ること、また、農園主の方々の実地指導を受けることにより学校や地域との連携を図ることを目的としている。

なお、食育を効果的に展開するため、各校の食育リーダーを中心として、給食だよりによる広報、給食試食会の実施、東京むさし農業協同組合による食育カレンダーコンクールへの参加などを通じて、食の重要性やバランスのとれた食生活について意識の共有化を図り、学校・家庭・地域の協働による食育を推進している。

5　三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供

1　生き方・キャリア・アントレプレナーシップ教育、進路指導と体験交流活動の充実

⑴ 生き方・キャリア・アントレプレナーシップ教育の充実

三鷹市の学校教育では、「人間力」・「社会力」を身に付けさせるために、多様な学習機会を提供している。小・中一貫カリキュラム（キャリア教育）に基づく望ましい勤労観・職業観を育む生き方・キャリア教育や進路指導を地域の教育力を生かしながら推進している。

特にキャリア・アントレプレナーシップ教育※を、地域の伝統や文化に触れ、我が国と郷土三鷹に対する愛着や誇りを育む「三鷹地域学習」とともに、小・中一貫カリキュラムに位置付けて取り組みを進めている。

児童・生徒が主体的・協働的に問題解決に取り組む学習を通じて、多様な大人と関わりながら、自分の将来に向けたキャリア形成能力を高め、創造性と自主・自律の精神、チャレンジ精神に富んだ児童・生徒を育成して、地域を愛し、勤労を重んじ、将来地域に貢献できる人間を育成する。その一環として、三鷹市の事業所を中心に、小学校における仕事調べや、施設見学、中学校第２学年対象の職場体験（３日間）、地域の方から様々な職業の話を聞く機会等を設けている。

※キャリア・アントレプレナーシップ教育：チャレンジ精神や創造性を発揮しながら、新しい価値と社会を創造していこうとする起業家がもつような意欲と能力を養うアントレプレナーシップ教育に、勤労観・職業観とともに自己の個性を理解し、主体的に将来を選択していく態度を育むキャリア教育の要素をあわせて実施する教育のこと。

⑵ 進路指導の充実

三鷹市の事業所等における職場体験等の実施や、高等学校等訪問や体験授業、様々な職業の話を聞く機会、中学校進路指導主任・小学校キャリア教育担当者会による学校間の連携や研修を通し、望ましい勤労観・職業観を育む生き方・キャリア教育、進路指導を推進している。児童・生徒に、新しい価値と社会を創造する意欲と能力を養い、主体的に将来を選択していく態度を育んでいる。

⑶ 体験交流活動の充実

児童・生徒の学びの充実を図るため、地域の方々を招いた学習や、校外学習、ボランティア活動等の奉仕活動など様々な活動を通して、異年齢・異世代間の交流活動を推進している。各学園においても行事や学習における小・中学校交流や、「三鷹市川上郷自然の村」を利用した「自然教室」（小学校第６学年。「６　学校行事」の項（24ページ）を参照）などの実施により学園内の小学校による小・小交流を行い、人と自然、社会、文化等との関連について学ぶ機会等の多様な学習機会を設定している。

※令和２～５年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、自然教室に関しては１校ごとに実施している。

2　国際理解教育の充実

現在小学校では、コミュニケーションに慣れ親しみ、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的として、ＡＬＴ（外国語指導助手）と担任とのティーム・ティーチングによる外国語活動・外国語の授業を実施するとともに、外国語専科教員による指導の充実も図っている。

中学校では、オーセンティックな外国語運用能力を身に付けることも目指し、小学校で身に付けたコミュニケーション能力の素地を意識した上でＡＬＴを有効に活用し、英語を実際に用いたコミュニケーション活動を充実させ、スパイラルな学習の充実を図っている。

なお、三鷹市では、中学校は、昭和61年度から全学年の外国語の授業に、小学校は、平成13年

度から第５・６学年を対象とした外国語の授業にＡＬＴの配置を開始し、現在は全学年でＡＬＴを活用した授業を実施している。24 年度からはＡＬＴ配置を派遣契約することにより、より綿密な打ち合わせが可能となり、各学校でＡＬＴの一層の活用が図られている。

※「４　知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実」の項（16 ページ）も参照

３　「郷土教育」に対する愛着や誇りを育む地域学習の展開

⑴ 小・中一貫教育カリキュラム（三鷹地域学習）の活用

小・中一貫教育カリキュラム（三鷹地域学習）を活用し、生活科・社会科・理科及び各教科、総合的な学習の時間、学校行事、特別活動等において、地域の自然・文化財・公共施設等を教材としたり、様々な体験活動を行ったり、地域の人々と一緒に活動したりすることによって、地域の様々な事象に関心をもち、課題を見つけたり、課題解決を図ったりしながら、地域理解・地域愛・地域問題解決力・地域実践力等を身に付ける。主体的・対話的で深い学びを通して、児童・生徒相互に話し合いや討論を行うことで三鷹の課題を多面的・多角的に考える力を育成するとともに、三鷹市の特色やよさに気づき、それらを自分で大切に守り育てようとする我が国と郷土三鷹に対する愛着や誇りをもつ児童・生徒を育成する。令和３年度より、各学園の実態に合わせて元年度に作成した学園版カリキュラムを活用しながら評価検証し、検証を踏まえたカリキュラムの更新に取り組んでいる。

三鷹市では、独自に小・中学校それぞれの社会科副読本を作成しており、「三鷹地域学習」に活用している。

⑵ 小学校第３学年の市内地域学習や三鷹の森ジブリ美術館見学等の充実

小・中一貫教育カリキュラム（三鷹地域学習）に基づき、小学校第３学年の全児童を対象にバスによる社会科見学を行っている。三鷹の森ジブリ美術館、大沢の里水車、国立天文台、星と森と絵本の家、市役所など、市内の施設について学習し、三鷹市の特色やよさに気付き、それらを自分で大切に守り育てようとする力を育成している。

⑶ プロの演奏家による小・中学校での訪問演奏等、芸術的・文化的な学習の充実

小学校における音楽活動の充実と本物のクラシック音楽に親しむ心情を培うために、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団に業務委託し、プロの演奏家による訪問演奏を行っている。中学校においても講師を招き、専門家による和楽器（三味線）指導を行っている。

また、三鷹市芸術文化センターにおいて三鷹市立小学校図画・工作展を開催するとともに、市民センターにおいて中学校書初展を行うなど、芸術的・文化的な学習の充実を図っている。

４　科学教育の推進

⑴ 小学校第５・６学年を対象とした科学への興味・関心を高める科学発明教室の実施

科学に興味関心を持つこと、科学する心を育てることを目的として、小学校第５・６学年を対象とした科学発明教室を行っている（令和２～４年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。

⑵ 国立天文台望遠鏡キットの整備と活用

令和２年度に国立天文台が開発した望遠鏡キットを大沢台小学校と羽沢小学校の２校で導入し、天文台があるまち三鷹の特性を生かした体験と学習を進め、理科教育の充実と地域理解の浸透を図っている。

６ 学 校 行 事

１　自然教室

自然豊かな環境において、学校内での平素の教育活動では十分に成果をあげることのできない体験活動を行うことで、児童・生徒の「生きる力」を育む。

対象	学年	場所	内容
小学校	第６学年	川上郷自然の村 ３泊４日	登山、ハイキング、星空観察、キャンプファイヤー、アドベンチャーラリー、酪農体験等、プログラムは各学校の特色を活かし実施している。原則、学園単位（２校）で行っている。
中学校	第２学年	川上郷自然の村 ２泊３日	スキー実習

教育委員会では、実施委員会を設置し、実施前には、交通、宿泊、安全、食事、日程、経費等についての調査検討、情報交換、実地踏査を行い、各学校が自然教室の内容に活かせるようにしている。なお、実施後には、振り返りを行い、改善策を検討し、次年度の内容に反映している。また、平成 26 年度から 27 年度にかけて「川上郷自然の村」のあり方を検討する中で、自然教室の教育的効果とそれを実現するための教育活動について検証を行ったところ、人間関係の構築、自然に対する意識の向上等の意義があることに加え、小学校については、小・小連携による２校合同実施を行い、児童が交流することで、円滑な中学校生活への移行につながっていることなどが確認できた。

なお、令和２～５年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校については、１校ずつの実施としている。

＜新型コロナウイルス感染症への対応＞

※「○新型コロナウイルス感染症への対応等」の項（１ページ）を参照

２　修学旅行

旅行という生活形態を通じ、環境に即した健康、安全、集団行動、道徳等について、望ましい体験をさせ、実際に見聞することによって学習を一層確実なものにし、更に旅行を通じて教員や学友と寝食を共にすることにより、楽しい思い出をつくり、学校生活を豊かにする等教育効果を高めることを目的とする。

対象は中学校第３学年で、京都・奈良の古都を訪れ、日本の文化遺産に触れることで、文化の継承の大切さを考える。

＜新型コロナウイルス感染症への対応＞

※「○新型コロナウイルス感染症への対応等」の項（１ページ）を参照

３　その他の学校行事

(1) 小学校図画・工作展

児童の造形学習に対する関心・意欲の向上を図り、鑑賞を行うことのできる資質の育成に努めるため、市立小学校児童が製作した代表作品を三鷹市芸術文化センターで主に１

月に展示している（令和４年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。

(2) 中学校書初展

日頃の生徒の書初学習成果を発表し、学習の励みとするとともに、保護者・地域等に書初教育への理解を広めることを目的として、１月に市役所本庁舎ホールで実施している。

７　生活指導の充実・いじめ防止対策の推進

１　学園・学校における組織対応力の改善と強化による生活指導の充実

⑴　学園内の共通方針の明確化

生活指導を充実させるためには、生活指導の方針や基準に一貫性をもたせることが必要である。各学園において、義務教育期９年間の児童・生徒の発達段階を考慮した生活指導方針のもと、児童・生徒の状況を小・中学校の教員が共有し、継続的・系統的に一貫性のある生活指導を行っている。

⑵　学園・学校の生活指導体制の整備と強化

小・中学校に生活指導を担当する校務分掌を設置するとともに、学園においても生活指導を担当する分掌を設置し、小・中学校教員による児童・生徒の生活指導に関わる情報や課題を共有し、一貫した方針のもと継続的・系統的な指導を行っている。

児童・生徒の理解、望ましい人間関係の醸成、協力と奉仕、基本的生活習慣の確立、道徳的実践の指導など、校内での共通理解を深め、指導体制の充実を図っている。

⑶　いじめ問題などの問題行動の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

一人ひとりの児童・生徒への理解を深めて、未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、就学前から義務教育修了までをカバーする教育相談体制の改善、充実を図っている。

２　児童・生徒の実態把握に基づく適切な対応

⑴　学校生活に関するアンケート調査や児童・生徒との面談などの積極的な活用

生活指導の充実のためには、児童・生徒の基本的生活習慣や体力、学習習慣や学力、児童・生徒間の人間関係、児童・生徒と家庭・地域との関係など、実態把握が欠かせない。

各学校では、日常的な観察とともに、養護教諭や学校医と連携した健康観察、コミュニティ・スクール委員会との情報共有、保護者会や面談等を通した児童や家庭の状況把握を行い、ふれあい月間におけるアンケート調査（三鷹市調査：６月、11 月、２月）や学校評価に関わるアンケート調査の結果を活用し、児童・生徒、保護者等を対象に担任やスクールカウンセラーによる面談を実施している。

また、小学校第５学年、中学校第１学年の児童・生徒を対象にスクールカウンセラーによる全員面談を実施しており、児童・生徒の実態を細かく把握するよう努めている。

⑵　日常的な取り組み

各学校においては、良好な児童・生徒及び教職員の信頼関係づくりを基盤に、学園・学校のきまりを徹底し、毎月の生活指導目標に基づく継続的な指導を行うことで、事故や問題行動の未然防止に努めている。問題行動の発生時には、校長のリーダーシップのもと一貫した指導方針に基づき、教職員が一致協力し役割分担を明確にして迅速かつ組織的に対応を行う。

また、長期欠席や新学期に欠席の児童・生徒については、状況調査や観察による実態把握を行うとともに、個人面談や家庭訪問などの迅速かつ適切な対応の徹底を行っている。

⑶　組織的な児童・生徒の実態把握と情報共有

各学園において小・中学校の教員による生活指導にかかわる情報を共有し、発達段階を踏まえた小・中学校の組織的対応について検討・共有を行っている。また、生活指導に関する情報や暴力行為やいじめ、不登校等の問題行動を蓄積・共有する「問題行動等状況記録シート」を活用し、校種間の対応の引継ぎを行っている。

３　いじめ防止対策の推進

⑴　いじめ問題対策協議会によるいじめ防止対策の点検・評価

平成 25 年６月に「いじめ防止対策推進法」が制定されたことを一つの契機として、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」（27 年１月施行）を定め、条例に基づいて市が教育委員会とともに「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、教育委員会の附属機関として学識経験者、関係機関や保護者の代表などで構成される「三鷹市いじめ問題対策協議会」を設置した。

29 年３月には、児童・生徒の現状や、各学園・学校の実践の成果及び課題、国や東京都の動向等を踏まえ、さらに実効性をもたせるために、三鷹市いじめ問題対策協議会、総合教育会議における協議を経て、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を改定した。

なお、方針の改定に合わせ、「いじめ防止リーフレット」（児童・生徒用、保護者・地域用）を作成・配布し、いじめ問題への周知徹底に取り組んだ。

いじめ問題対策協議会によるいじめ防止対策の点検・評価を行うとともに、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の推進」の一層の充実を図る中で、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」（改定版）に基づき、家庭、学校、市、教育委員会、コミュニティ、その他関係機関がより密接な連携を図り、総合的かつ継続的な取り組みを進めていく。

＜「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」（平成 29 年３月　改定版）の主な改定内容＞

- 「いじめの定義」の周知・浸透
- 「軽微ないじめ」に対する人権感覚の醸成
- 密接な連携強化による総合的かつ継続的な取り組みの推進
- 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化
- 「学校いじめ防止基本方針」及び相談窓口等の周知
- いじめの「認知」や「解決」の判断基準の明確化
- 小・中学校９年間の継続した指導と、幼稚園・保育園との連携
- 重大事態に対する対応の強化
- 子どもが主体的に考え議論できる機会の確保
- ＳＮＳなど見えにくいいじめへの対応の強化

⑵　学校いじめ対策委員会による組織的な対応の徹底

いじめに対しては深刻な人権侵害との認識に立ち、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」（改定版）を踏まえ、すべての市立小・中学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織的にいじめ防止対策を推進するために「学校いじめ対策委員会」を設置している。各学校において「学校いじめ対策委員会」が「学校いじめ防止基本方針」の見直しや、いじめ防止に関わる年間指導計画の作成、いじめの「疑い」「認知」「解消」「解決」の判断、いじめの未然防止・早期発見・事案の実効的対処、関係機関との連携などいじめ防止対策推進の中心的機能を担い、アンケートや面談などを実施して児童・生徒の実態を細かく把握したり、教員研修や弁護士によるいじめ防止授業を活用したりするなど、計画的・組織的に未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、解消率の向上を図っている。

⑶　いじめ防止対策への地域を挙げた参画の促進

各学校ではいじめ問題の解決に向けた児童・生徒による主体的な活動を推進しており、いじめに関する標語の作成や、いじめの防止や根絶を図るための熟議、児童・生徒と保護者、ＰＴＡ、コミュニティ・スクール委員会委員が一緒にいじめ問題を考える協議会等が行われている。

また、学校やコミュニティ・スクール委員会、児童・生徒の健全育成に関する諸団体、地域住民など子どもを見守っている大人は、子どものいじめを防止するために、相互に情報共有に努めるとともに、いじめから子どもを守り通すよう協働して取り組んでいる。

４　市、教育委員会、学校、家庭・地域、警察や児童相談所等、関係諸機関との積極的な連携と協働による児童・生徒の健全育成の推進

⑴　関係諸機関との定期的な連携

教育委員会では年５回の生活指導主任会を実施し、小・中学校の生活指導主任、三鷹警察署、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカーによる情報交換や問題行動防止対策などの協議を行っている。

また、三鷹警察署、立川少年センター、杉並児童相談所、市内小・中・高校の生活指導主任、教育委員会、児童委員、保護司、少年補導員、防犯協会会員など青少年をとりまく各種機関や団体で構成される「三鷹市青少年補導連絡会」との連携を強化することにより、児童・生徒の健全育成の推進を図っている。

⑵　スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充と充実

教育相談員・就学相談員・市スクールカウンセラーがスクールソーシャルワーカーの機能を担い就学前から義務教育修了まで（０歳から 15 歳まで）をカバーする教育相談体制を確立している。不登校、学校不適応の対応や子どもの貧困対策も含めた家庭支援を図る仕組みを活用しながら、子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の福祉・保健・医療等の各機関との連携のさらなる強化を図っている。

８　教育支援の推進

三鷹市では、通常「特別支援教育」といわれる一人ひとりのニーズに応じた支援は、「特別」なことではなく、自然で当たり前のこととして捉え、「教育支援」と呼んでいる。市の教育支援は、「三鷹市教育支援プラン 2022（第２次改定）」に基づき、教育、福祉、保健、医療等専門諸機関との連携を図りながら総合的に推進している。

１　三鷹市教育支援プラン 2022（第２次改定）の推進

「三鷹市教育支援プラン 2022（第２次改定）」は、障がいのある子もない子も学校・家庭・地域の力を得て次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援することを目的としている。このため、教育委員会は、福祉・保健・医療等諸機関と連携し、０歳から 18 歳までの乳幼児・児童・生徒等に一人ひとりのニーズに応える教育支援を通して、次に挙げる力を育成していくとともに、３つの基本方針を掲げて施策・事業を推進する。

三鷹市教育支援プラン 2022 が目指す子ども像

・自分の学習方法や生活スタイルの特徴を知り、自分に合った学習方法で学ぶことができる力
・社会生活を円滑に送るためのスキルや考え方及び行動や感情のコントロールの方法を工夫できる力
・自立に向けて、社会参加ができる力
・周囲の支援を受け入れることができる力

◆基本方針

１　一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える教育支援を推進します
（子どもへの教育支援）
(1) 支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の充実
・個別指導計画・個別の教育支援計画の充実
・通常の学級で支援を必要とする児童・生徒に対する指導と支援の工夫
・教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）における指導と支援の工夫
(2) 一人ひとりの児童・生徒を支援する学校の体制づくり
・校長のリーダーシップによる教育支援の推進
・教職員に対する研修体制の充実
・教育支援コーディネーターの育成
・教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）担当教員の育成
・教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）と通常の学級の連携体制
・不登校児童・生徒への対応

２　コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かした教育支援を推進します
（学園・学校での教育支援の体制）
(1) 学園を単位とした教育支援
・義務教育９年間を通した教育支援
・教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）のセンター的機能を活かした整備
・小・中一貫教育の内容の充実と方法の検討
(2) コミュニティとともに歩む教育支援の推進

３　連携して取り組む教育支援を推進します（連携した教育支援）

⑴　支援の引継ぎと連携の充実

・誕生から自立までの切れ目のない支援

・就学前の支援から就学相談への引継ぎ

・小・中学校から義務教育後の支援の引継ぎ

⑵　教育支援にかかわる総合教育相談機能の充実

・相談事業の充実

・派遣事業の充実

⑶　推進体制の整備

・教育支援推進委員会による検討

・各学校・学園における推進体制

２　教育支援学級の設置

⑴　三鷹市立小・中学校教育支援学級（固定制・通級制）

市では、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の中で、５つの学園に小・中一貫の教育支援学級(知的障がい・固定制)を設置している。

また、小学校においては難聴、言語障がいの通級指導学級を設置している。

教育支援学級（固定制）

学園名	学校名	学級名
連雀学園	第六小学校	ふじみ学級（知的障がい）
	第一中学校	Ｉ組（知的障がい）
三鷹の森学園	高山小学校	わか竹学級（知的障がい）
	第三中学校	Ｉ組（知的障がい）
三鷹中央学園	第七小学校	さくら学級（知的障がい）
	第四中学校	Ｅ組（知的障がい）
鷹南学園	東台小学校	くすの木学級（知的障がい）
	第五中学校	Ｅ組（知的障がい）
おおさわ学園	大沢台小学校	わかば学級（知的障がい）
	第七中学校	Ｅ組（知的障がい）

教育支援学級（通級制）

学園名	学校名	学級名
連雀学園	南浦小学校	きこえの教室（難聴）
		ことばの教室（言語障がい）

(2) 三鷹市立小・中学校校内通級教室

小学校における校内通級教室は、平成30年度から全小学校15校で巡回指導を開始し、中学校においても、令和２年度から全中学校７校で巡回指導を開始した。これにより、小・中一貫した児童・生徒の特性に応じた指導と支援を継続的に行う体制が整った。「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」に基づく自立活動を中心とした個別指導と小集団指導を行うことにより、行動のコントロールや対人関係面の向上が見られる通級児童・生徒が増加したことや、保護者・教員の理解が深まったことにより、校内通級教室利用児童・生徒数は、年々、増加傾向にある。

校内通級教室（情緒障がい等）　巡回指導体制　小学校

拠点校学園名	拠点校名	巡回校名
連雀学園	南浦小学校　むつみ教室	第四小学校
		第六小学校
三鷹の森学園	第五小学校　つばさ教室	高山小学校
東三鷹学園	北野小学校　けやき教室	第一小学校
鷹南学園	中原小学校　むらさき教室	東台小学校
にしみたか学園	第二小学校　さくら木教室	井口小学校
三鷹中央学園	第七小学校　ポプラ教室	第三小学校
おおさわ学園	羽沢小学校　せせらぎ教室	大沢台小学校

校内通級教室（情緒障がい等）　巡回指導体制　中学校

拠点校学園名	拠点校名	巡回校名
にしみたか学園	第二中学校　校内通級教室	第四中学校
		第七中学校
東三鷹学園	第六中学校　校内通級教室	第一中学校
		第三中学校
		第五中学校

３　総合教育相談室事業

(1) 相談事業

ア　就学相談

専門の相談員が保護者の心情をよく聞き取り、心理検査等の結果に基づいた客観的で専門的な相談を通して、通常の学級や固定制の教育支援学級、都立特別支援学校への就学等を検討している。また、入学後の適応状況についても把握し、継続的な相談を行う等、相談体制の充実を図っている。

平成 29 年度より、相談員をスクールソーシャルワーク機能を有する就学相談員へと位置付け、乳幼児・児童・生徒の適切な就学支援ができるよう、学校・幼稚園・保育園・療育機関等との連携を強化している。

相談日（予約制）：月曜日から金曜日まで（土・日、祝日及び年末年始を除く。）
時間：午前９時から午後５時まで
電話：0422-45-1151　内線 3258

イ　教育相談

児童・生徒の教育に関するさまざまな悩みや困りごとの相談に応じている。

相談日（予約制）：月曜日から金曜日まで、第１・３・５土曜日
（第２・４土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）
時間：午前９時から午後５時まで
電話：0422-47-0110

ウ　こころとからだの発達相談

小児科・精神科の専門医が児童・生徒の精神や身体発達（知的発達の遅れ、ことばの遅れ、夜尿、チック等）の相談に応じている。主に学校や総合教育相談室で何らかの相談を受けている子ども及び保護者に対して、医学的な面からの助言を行っている。

相談日（予約制）：第２木曜日（小児科）、第４水曜日（精神科）
時間：午前 10 時から正午まで
電話：0422-45-1151　内線 3255

⑵ 派遣事業

ア　スクールカウンセラー

いじめ、不登校等児童・生徒の学校不適応の対応にあたって学校におけるカウンセリング等の機能を充実し、学校不適応等の課題解決を図ることを目的として、東京都及び三鷹市それぞれが小・中学校へスクールカウンセラーを派遣している。

また、市配置のスクールカウンセラーは、学園毎に同一の者を派遣するとともに、スクールソーシャルワーク機能を持たせることにより、小・中一貫した相談や家庭訪問支援等を継続して行う体制を整備している。

※都配置スクールカウンセラー：１校あたり年間 38 回派遣
市配置スクールカウンセラー：１校あたり年間 48 回派遣

イ　巡回発達相談員

発達に関する専門的知識・技能を有する巡回発達相談員が、小・中学校を巡回し、教員に対して支援が必要な児童・生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行う。学校教育、発達相談、心理相談それぞれに精通した巡回発達相談員が、義務教育９年間を通して、児童・生徒に適切で継続的な支援を行っていけるよう、学園ごとに同一の巡回発達相談員を配置し、相談事業の充実を図っている。

ウ　スクールソーシャルワーカー

支援が必要な児童・生徒に対して、学校や福祉分野を含む関係機関との連携を図りながら、児童・生徒が置かれている家庭環境等へのケースワークを行い、課題解決への対応を図っている。また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、セーフティネットとしての支援を行っている。

総合教育相談室には、スクールソーシャルワーカー専任の教育相談員を配置し、小・中学校に派遣している市配置スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）への助言等を行

い、三鷹市子ども家庭支援ネットワーク等との連携を図っている。また、総合教育相談室配置の就学相談員もスクールソーシャルワーク機能を有しており、家庭支援の観点を持った就学相談を行っている。

令和２年度から、適応支援教室Ａ-Room を担当するスクールソーシャルワーカーを配置し、総合教育相談室と連携した支援を行っている。

エ　連携支援コーディネーター

支援を要する子どもが適切な就学先を選択できる環境を整えるとともに、就学後の子どもの学びを支援するため、令和２年度から連携支援コーディネーターを配置している。子ども発達支援センターや障がい者支援課と連携し、就学前から学齢期以降までの切れ目ない継続的な支援を行う。

就学後の学びの支援として、連携支援コーディネーターが、各小・中学校を訪問し、教員が個別指導計画や個別の教育支援計画を作成する際のより良い観点や記述方法について指導、助言を行っている。

(3) 研修事業

ア　教職員に対する研修体制の充実

教職員が、教育支援に関わる基本理念を理解し、学級における児童・生徒の課題を発見し、的確な把握と適切な指導や支援を行って、児童・生徒一人ひとりのニーズに応えた教育を提供していくために、校長、副校長等の管理職をはじめとして、教職員への研修を実施している。

イ　教育支援コーディネーターの育成・養成

教育支援コーディネーターの校内での役割を明確化し、各学校で効果的な活躍ができるよう、支援を必要とする児童・生徒への指導方法や、個別指導計画・個別の教育支援計画の立案、校内委員会の運営等についての実務的な研修を実施している。

ウ　教育支援学級担当教員の育成

教育支援学級担当教員が、従来から教育支援学級で行ってきた障がい種別ごとの専門性に基づく指導と支援に加えて、発達障がいを有する児童・生徒への対応にも専門性をもたせ、各学校の教育支援コーディネーターと連携して、通常の学級担任への支援を行うことができるよう育成を行っている。

４　適応支援教室Ａ-Room

三鷹市では、令和２年度から市立中学校の通級指導学級を校内通級教室に移行し、第二中学校及び第六中学校が拠点校となった。これに伴い、教員は巡回指導を開始したため、これまで通級指導学級が担ってきた長期欠席傾向にある生徒への対応が課題となっていた。そのため、元年 11 月に「三鷹市適応支援教室（仮称）開設に向けた実施方針」を策定し、２年度から適応支援教室Ａ-Room（国における「教育支援センター」）を開設した。

Ａ-Room は、３つの機能を有している。１つ目は「学習機能」として、「長期に学校を休むと勉強についていけなくなるのではないか」という不安を和らげるよう学習を支援している。２つ目は、児童・生徒を対象とした「カウンセリング機能」として、児童・生徒自身が、何に困っていて、どんなことに不安を感じているのかを明確にした上で、課題を把握し、その対処方法をともに考えていく。３つ目は、保護者を対象とした「相談機能」として、児童・生徒を巡る家庭での困りごとが解決できるよう、内容に応じてきめ細かな教育相談を行っている。そのため、Ａ-Room には教員免許を有する学習指導員だけでなく、スクールソーシャルワーカーを配置している。

現在A-Roomでは、在籍校と連携しながら、児童・生徒の状況を把握し、個に応じた支援を行うとともに、学習機会を保障することにより、児童・生徒が学校復帰を含めた自分らしい生き方を見付け、それに向かえるよう、在籍校と連携した支援を行う。３年度は、発達段階に応じたきめ細かな支援を行うため、施設を拡張するとともに、人員体制を拡充するなど、環境整備及び組織体制の強化を図った。

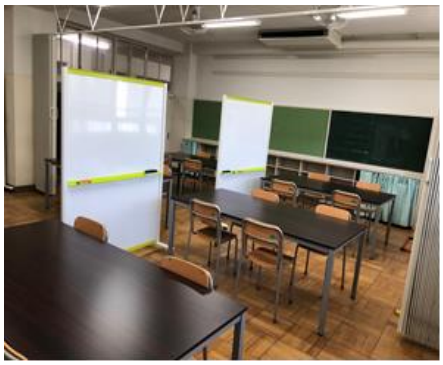

▲▼A-Roomの教室の様子

※A-Roomの「A」の３つの意味

Assist：支援する、Adjust：適応する、Advance：前進する

社会的自立、学校復帰に向けて、環境に適応し、前に進むことを支援する。

９　幼・保・小の連携事業の推進

１　沿革

三鷹市における幼稚園・保育園と小学校・学童保育所等との連携事業は、「三鷹市教育ビジョン 2022（第２次改定）」に基づき、「小学校入学に際しての不安を解消して、幼・保・小の段差を解消し、よりよいスタートが切れる環境を用意する」ことを目的として、就学前児童の小学校体験や、幼稚園教諭・保育園保育士と小学校教諭等との活発な交流機会を通して連携を推進している。本事業は、平成 19 年度より３つの小学校地区で取り組みを始め、22 年度からは全小学校 15 地区において実施している。20 年度には「三鷹市における幼稚園・保育園と小学校との連携推進委員会」を設置し、市における幼稚園・保育園と小学校との連携推進のための事業の評価・検証を行っている。

また、就学前から義務教育終了まで（０歳から 15 歳まで）の子どもを対象とする取り組みであることから、就学前児童を所管する子ども政策部と十分な連携を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら施策を推進している。

２　幼・保・小連携事業

「子どもに対して」「保護者に対して」「教員・保育士に対して」の３つの視点を軸に、各連携地区連絡会で地域の実態に合わせた取り組みのあり方を工夫し、実践を進めている。

▲幼・保・小・学童との連携地区連絡会

(1) 子どもに対する事業

小１プロブレム等、小学校入学に際しての不安や幼・保・小の段差を解消しより良いスタートが切れる環境を用意するために、就学前児童の「小学校体験」「学童保育所体験」等の場や児童との異年齢交流の場を経験することにより、入学前後の不安が軽減されることを目指す。

(2) 保護者に対する事業

入学に向けた保護者の不安に応えるため、保護者のためのガイドブック「うきうきどきどき　１年生」の配布などを行い、入学までに必要な情報を提供する。

(3) 教員・保育士に対する事業

入学前後の移行期を円滑で実り多いものにするために、各連携地区連絡会の中で幼稚園教諭・保育園保育士と小学校教諭との活発な交流会、就学前児童に対する説明会、授業・保育の相互参観、学校・園便り・学童だよりの交換や情報の交換等を実施し、連携教育を推進する。また、幼・保・小の強固な連携により、就学前の学びを生かしたスムーズな小学校教育への移行に向けて、「小学校スタートカリキュラム」を実践し、教員や保育士等が共通理解のもと連携した取り組みを推進していく。

10　教員の養成・キャリア支援

三鷹市では「人財育成方針の推進と三鷹にふさわしい教員の配置」を「三鷹市教育ビジョン 2022（第２次改定）」の重点施策の一つに位置づけて取組を進めている。「三鷹市立学校人財育成方針」（平成 25 年３月策定、28 年１月一部改正）に基づき、キャリアパスに沿ったキャリア支援を展開することで優れた指導力と教育者としての愛情あふれる教員の育成を推進している。

意欲ある三鷹市にふさわしい教員の配置を進めるため、学校運営協議会の機能（任命権者への任用等の意見）やコミュニティ・スクール教員公募制度を有効に活用するとともに、特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構と連携し、教員インターンシップ制度としての「みたか教師力養成講座」の充実を図り、優秀な教員の育成に努めている。

また、学校管理職、教員等の学校組織マネジメント能力の向上、教員の専門性向上を図る継続的な研修や、外部折衝力等充実した教育活動を推進する上でのマネジメント力の向上を図る「みたか教師力錬成講座」の充実を図っている。

１　みたか教師力養成講座　ーみたか学校インターンシップー

学校教育、教育支援、児童福祉関係職等を目指す大学１年生から大学４年生までの学生を対象として、三鷹市にふさわしい教員の育成を図るため、授業での教科指導の補助や、校庭遊びの補助、部活動指導の補助など学校現場でインターンシップ実習として体験している。また、子どもの発達、現状、放課後についてなど、さらに学びを深めることができる講座を合わせて開催している。

▲みたか教師力養成講座

２　みたか教師力錬成講座

学校経営や校務運営に生かす危機管理及び学校教育や学校経営の今日的な課題についての専門的な講座を開設し、教員のキャリア支援を行っている。

２年次、３年次の若手教員や、将来、学校管理職として学校運営を担うことが期待される主任教諭を対象として「外部との連携・折衝力」を向上させることを目指し、学校のリスクマネジメントについての基本的な理解を深め、学校組織の視点から、保護者や地域住民等に対して、組織的に対応する力や、学校組織を改善していく力を伸ばす講座を予定している。

また、小・中一貫教育の中で一人ひとりの教育的ニーズに応える三鷹市の特色を活かした教育支援を展開するにあたり、児童・生徒に関わるすべての教員、保育士等を対象に教育支援について体系的に学び専門性を高め、理論に基づく実践力を付けるための講座も開講している。